

## IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

### 《第2期千葉県教育振興基本計画》

#### 10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

##### (4) 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

障害のある生徒の学校卒業後の暮らししが豊かなものとなるよう、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実を図ります。

また、社会の産業構造の変化等により、障害者雇用も製造業だけでなく、流通・サービス分野への就労の機会が広がってきています。

このような状況を踏まえ、中学校や高等学校に在学している、障害のある生徒のキャリア教育の充実を図るとともに、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ります。

**主な取組1～5**

県内の特別支援学校では、開設当初より、障害のある児童生徒の自立を目指し、進路指導及び職業教育の充実に努めてきました。特に、知的障害教育を行う特別支援学校高等部の入学者の増加に伴い、一人一人の障害の状態や能力・特性に応じ、社会的・職業的自立を図り、生きる力を育成することを目指し、職業教育を中心に行う専門学科や普通科職業コースを設置し、卒業後の自立した生活を目指した教育を進めてきたところです。（「コラム18」参照）

また、近年の障害者雇用についての法定雇用率の引き上げ等の社会情勢の変化に合わせて、就労支援のための特別支援学校間の連絡調整が急務となったことから、平成24年度より千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク連絡会を組織し、各地域において特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業所、就労移行支援事業所、医療機関等の関係機関が連携・情報交換して支援の充実に努めています。（「コラム9」参照）

そのための教員の研修も進め、「特別支援学校教員の企業実習」なども対策の一つとして充実させてきました。

さらに、障害のある生徒の一般就労に向けた取組の一つとして、特別支援学校卒業生を中心に、県立学校での有期雇用を進め、キャリアアップのシステムを模索しているところです。

今後は、生徒の卒業後の豊かな生活に向けて、次の5つの取組を推進していきます。

#### 【主な取組1】 キャリア教育と職業教育の充実

特別支援学校における職業教育の充実を目指し、様々な職業分野の専門家を外部人材として活用する取組の一層の充実を図ります。

また、特別支援学校の教員が企業等で行う職場体験を通じて、就労支援のための資質向上に努め、指導・支援の充実を図ります。

※「キャリア教育」と「職業教育」

「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる」として、キャリア発達を促す教育である。

「職業教育」とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」である。（「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」 平成23年：中央教育審議会）

**[重点IV 取組1-①]**

障害のある児童生徒が、豊かな体験活動を通して実践的に学ぶことは、社会で自立し参加していく力を効果的に育むことにつながります。

特別支援学校における職業教育の充実のため、平成28年度は、24校67人の職業指導委嘱講師を配置・活用しています。今後も、各特別支援学校の職業指導の特色に合わせて、様々な職種の専門家を委嘱講師として雇用し、職業に係る専門的知識・技能の向上を図ります。

**[重点IV 取組1-②]**

進路指導に関する特別支援学校の教員の資質の向上を図るとともに、児童生徒の進路指導及び就労支援を一層充実させるために、企業に協力を依頼し、障害者が働く企業等で実習を行っています。企業、学校及び関係機関等の情報の共有化と連携の推進を図ることも含め、千葉県特例子会社連絡会や千葉県中小企業家同友会、千葉県経営者協会等に、引き続き協力を依頼していきます。

児童生徒の障害の状態などの自己理解を進め、将来の生活を見通したキャリア教育を踏まえて進路指導に当たっていくことができるよう、教員の指導力の向上に努めます。

**[重点IV 取組1-③]**

特別支援学校の職業教育のモデルとなる高等部専門学科及び普通科職業コース等について、これまでの取組の成果と、卒業生の動向等も併せて検証し、今後のあり方について検討していきます。

**【主な取組2】 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築**

特別支援学校高等部や高等学校などの学校と、地域の企業や労働機関との、ネットワークの構築を一層進めるとともに、情報共有や研修の機会の積極的な活用により、障害のある生徒一人一人のニーズに応じた就労支援や、地域生活の充実に向けた取組を推進します。

**[重点IV 取組2-①]**

平成24年度より、千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク連絡会を組織しています。今後さらに、各地域において特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業所、就労移行支援事業所、医療機関等の関係機関が連携・情報交換し、就労支援ネットワークの円滑な運用に努めます。

また、高等学校にもそのネットワークの機能を広げ、就労支援の充実に一層努めています。

## 〔重点IV 取組2-②〕

就労支援コーディネーターが組織的に活動できるように、平成25年度に「千葉県特別支援学校就労支援マニュアル」を作成し、就労支援の手続き方法や必要書類の共通化を図りました。さらに、県内の就労支援ネットワークの組織を6地区に分け、各地区の就労支援に関する情報を県内全域で共有しています。

今後も、地区別の「就労支援のための学校と企業のセミナー」など、特別支援学校と企業及び関係機関との連携を強化する取組を、一層充実させていきます。

## 〔重点IV 取組2-③〕

千葉労働局や障害者就業・生活支援センター、中核地域生活支援センター、ハローワークの障害者就労支援関係部署、相談支援事業所等関係機関と連携して雇用・就労関係の情報を共有し、障害のある生徒が働く力を身に付けて、「学びの場」から最も適した「働く場」に円滑に移行し、安定して働き続けられることを目指します。

また、在学中に就労移行支援事業所等に依頼してアセスメントを実施するなど、各生徒の就労面や生活面の状況や課題を把握するとともに、身に付けた技能や学習してきた経験を個別の移行支援計画にまとめ、進路先や千葉県障害者就業・生活支援センターに情報提供するなどアフターケアに努めます。

## 〔重点IV 取組2-④〕

県内全ての特別支援学校で、就労のための技能が同じように習得できるように、平成25年度に「千葉県特別支援学校清掃検定マニュアル」を定め、清掃検定を県主催で実施してきました。

今後は、千葉県特別支援学校キャリア教育推進協議会を中心に、清掃検定（平成25年度から）、パソコン入力検定（平成28年度から）に加え、就労が見込める接客サービス検定を行っていきます。

さらに取組の充実を図るため、検定のマニュアル等を作成し、児童生徒が身に付けるべき技能や態度を段階的に明らかにすることにより、実習先や進路先に獲得している技能を分かりやすく示します。



## 18 千葉県における特別支援学校の専攻科・専門学科・普通科職業コース

特別支援学校の専攻科は、高等部段階を卒業した生徒等を対象として、国家試験等が必要な専門的な知識や技術を身に付け、就労を目指して、教科・臨床等に取り組む学科です。

千葉聾学校では専攻科理容科、千葉盲学校では、専攻科理療科、専攻科保健理療科を設置しています。

高等部専門学科は、千葉聾学校に理容科・産業技術科、千葉盲学校に保健理療科・総合生活科、4校の県立知的障害特別支援学校高等部に設置しており、職業に関する知識や技能を身に付け、卒業後の就労を目指しています。知的障害特別支援学校の専門学科には、園芸技術科、工業技術科、生活技術科、福祉・流通サービス科等があります。

また、普通科職業コースは、高等部普通科の中に職業的自立を目指した教育課程を設け、作業学習や職業等を中心とした知識や技能の向上を図っています。

※ 専門学科を置く県立知的障害特別支援学校：流山高等学園、市川大野高等学園、

市原特別支援学校つるまい風の丘分校

湖北特別支援学校



#### [重点IV 取組2-⑤]

平成27・28年度の特別支援教育の国の事業「高等学校のキャリア教育・就労支援等の充実」についての研究成果を発表会や成果報告書等を通して、県内各高等学校に広く普及啓発し、その支援方法等を活用できるようにしてきました。

今後、高等学校と特別支援学校との合同研修会等を開催するなどして、障害のある生徒の社会参加や就労支援について、特別支援学校が培ってきた情報や支援スキルを、高等学校でも有効活用できるようにします。

#### [重点IV 取組2-⑥]

障害のある生徒の卒業後の生活が豊かなものとなるよう、さわやかしば県民プラザ、公民館や図書館等の生涯学習施設利用を教育課程に組み込み、卒業後も活用しやすいようにします。特別支援学校同士の連携・情報共有にも努め、各特別支援学校の同窓会などの充実を図っていきます。

### 【主な取組3】 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築

障害のある人を、県立学校における学校技能員、調理員の嘱託職員として雇用し、職業的に自立する力を育成するとともに、雇用期間内で一般企業等への就労に向けたキャリアアップに努めます。

また、この取組の成果を県内に発信することを通じて市町村への普及を図ります。

#### [重点IV 取組3-①]

平成28年6月1日現在、特別支援学校の卒業生等を県立高等学校や県立特別支援学校の学校技能員や調理員等の業務に係る嘱託職員として、38校に39人を雇用しています。また、県立教育機関にも環境整備等に従事する嘱託職員として13人を雇用しています。

千葉県障害者就業・生活支援センターと連携し、社会人として働き続けるために必要な力を身に付け、一般企業等への就労に向けたキャリアアップの推進を図ります。

#### [重点IV 取組3-②]

高等学校に在学する障害のある生徒や特別支援学校の高等部の生徒については、千葉県障害者就業・生活支援センター等に協力を依頼し、アセスメントやそれぞれの生徒に適した職業・仕事内容を選ぶための助言を受けて、職場への定着を図り、安定して働き続けることができるようになります。

また、就労定着が進むよう高等学校や特別支援学校のアフターケアから、県障害者就業・生活支援センターの支援へと円滑に移行できるように連携協力を図ります。

### 【主な取組4】 障害者への学びの支援

さわやかちば県民プラザでは、障害のある方を対象に、よりよい余暇の過ごし方や家庭生活・社会生活のためのルールや技能を身に付けるための講座を実施するなど、障害者の学びの場と機会の充実を図ります。

また、県立図書館では、障害者に向けた講座や研修会等を行い、学びの支援を推進します。

#### 〔重点IV 取組4-①〕

さわやかちば県民プラザで、生涯学習に関する講座を開催し、障害のある方の学びの場と機会の充実を図ります。

#### 〔重点IV 取組4-②〕

県立図書館では、読書支援機器活用講座の実施など、障害者が健常者と同じように資料の提供を受けられる各種サービスを実施したり、研修会などを開催したりしていきます。また、引き続き特別支援学校等を対象とした読み聞かせの活動を通して、障害のある幼児児童生徒にも読書を楽しむ機会等を提供します。

#### 〔重点IV 取組4-③〕

障害のある人が、卒業後も生涯を通じて、教育や文化、スポーツなどの機会に親しむことができるよう、国において「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策を総合的に展開」していく方針が示されたことを受け、特別支援学校が卒業後の障害者の交流の場の役割を果たしていくため、文化やスポーツ、生涯学習等の関係機関との間の情報提供やネットワーク化などの一層の連携を進めます。

### 【主な取組5】 障害者に対する理解の普及啓発

さわやかちば県民プラザや各市町村の公民館等では、障害者理解について一般の方への普及啓発を行っています。

障害のある生徒が卒業後、社会の中で主体的に生活できるよう、今後も障害者に対する理解の普及促進を図ります。

#### 〔重点IV 取組5-①〕

さわやかちば県民プラザでは、特別支援学校の紹介展示や販売会等の機会を提供し、利用する地域の方々と障害のある人との交流の場とするなどして、地域の方々の障害に対する理解を進めます。

#### 〔重点IV 取組5-②〕

障害のない児童生徒等への障害者理解教育をはじめとして、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで、共に支え合って暮らす共生社会の形成を目指して、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの普及など様々な取組を通して、「心のバリアフリー」の考え方を広め、障害についての理解促進に努めます。

#### 〔重点IV 取組5-③〕

特別支援学校等に通う児童生徒等や卒業した方々が、生涯を通してスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の充実を図ります。

また、障害の有無にかかわらずスポーツ・文化芸術活動を通して、地域の人々と感動を共有する機会の充実を図ります。

### コラム

## 19 世界のキャリア教育の状況

米国のキャリア教育は、1970年当時の米連邦教育局長官マーランドが、普通教育と職業教育の統合を柱とする教育改革としてキャリア教育の重要性を呼びかけたことに始まるとされています。20世紀後半からの世界的な社会環境や産業・経済の構造的变化の中で、日本をはじめ各国においても、教育全体の中でキャリア教育が重視されるようになりました。

ドイツでは、以前より、障害のある生徒の社会自立に取り組み、マイスター（有資格職業達人）が特別支援学校での職業アドバイスや、企業実習に貢献しています。また、通常学校の教育制度の中でも職業教育としてデュアルシステム（学校での学習と企業等での実習を並列した教育システム）が実施されています。

